

令和6年度定期監査の実施計画

令和6年9月25日決定

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、令和6年度の監査計画に基づく定期監査を次のとおり実施する。

1 監査の基本方針

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）の監査対象部課における財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて監査する。

2 監査の対象

教育部教育総務課、教育部学務課、教育部指導室、教育部生涯学習課、教育部図書館

3 監査の実施期間

令和6年9月25日から令和7年1月22日まで

4 本監査の実施日

令和6年12月20日（金）

5 監査報告書の提出

令和7年1月27日（月）

6 監査の方法

監査にあたっては、監査対象部課における財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施する。

7 監査の着眼点

(1) 共通的事項

- ① 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ② 事務処理で法令等に違反するものはないか。

- ③ 計数に違算はないか。
- ④ 各種帳簿類の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。

(2) 収入事務

- ① 調定額の算定、調定の時期及び手続きは適正に行われているか。
- ② 調定漏れはないか。
- ③ 納入の通知は適正に行われているか。
- ④ 減免、分納、延納の措置は適正に行われているか。

(3) 支出事務

- ① 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- ② 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正に行われているか。
- ③ 支出負担行為の時期及び手続きは適正に行われているか。
- ④ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。

(4) 契約事務

- ① 契約の方法は適正であるか。
- ② 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ③ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿の整備記帳は適正に行われているか。